

部局名	都市整備部	所属名	都市整備課	所属長名	大河内 義昭	電 話	483-1151 内線3530
-----	-------	-----	-------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		3687		事務事業名称		市街地整備推進事業						短縮コード		経常	3687		臨時	3333			
予算区分		会計	01	一般会計			款	08	土木費			項	04	都市計画費			目	02	都市整備費		
区 分		☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等		土地区画整理法，西八千代北部地区内の都市計画道路整備事業に係る負担に関する協定 都市マスタープラン												
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																					
・本地区(西八千代北部特定区画整理事業)において，健全かつ良好な居住環境を有する市街地の形成を目的に都市基盤整備を行うため，平成１４年１月１８日に都市基盤整備公団施行として土地区画整理の事業認可を取得し，その後，平成１６年７月１日に都市基盤整備公団から独立行政法人都市再生機構に移行し，現在施行中。																					
事務事業を取り巻く状況の変化　又、今後の変化の推測 平成２０年４月３日に事業計画変更が認可され，今年度から本格的に工事を行い平成２５年度末の事業完了（工事概成）を目指す。							総合計画の施策体系	５本の柱（章）		04		快適生活空間都市をめざして									
								大項目（節）		06		市街地整備									
								中　項　目		01		市街地整備									
								小項目（施策）		02		土地区画整理事業の推進									
								細　項　目		01		新市街地の整備									
実施計画の計画事業		4602		西八千代北部特定土地区画整理事業																	
計画事業の位置付けの有無					☐	計　画　事　業　期　間		平成11年4月　～　平成20年3月				計　画　事　業　費			千円						

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	・土地区画整理事業の対象地域（新市街地ゾーン）											
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成19年度に実際に行ったこと： ・土地区画整理法に基づく指導，技術援助，助言，問い合わせ対応 ・施行区域内での建築物，その他工作物の新築，改築又は増築の許可 ・道路工事，調査設計の補助事業負担金											
	※平成20年度に計画していること： ・土地区画整理法に基づく指導，技術援助，助言，問い合わせ対応 ・施行区域内での建築物，その他工作物の新築，改築又は増築の許可 ・道路工事，移転補償，調査設計の補助事業負担金											
意図 （何を狙っているのか）	・無秩序な市街化の防止 ・宅地の供給と市街地及び公共公益施設の整備											
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外											
区 分					単位	18年度		19年度		20年度		
						実績		計画		実績		計画
対象指標	指標1	土地区画整理事業対象面積			h a	28		38		39		55
	指標2											
	指標3											
活動指標	指標1	整備済み面積/計画認可面積			%	19		27		28		39
	指標2											
	指標3											
成果指標	指標1	土地区画整理実施面積/要区画整理面積			%	19		27		28		39
	指標2											
	指標3											
上位成果指標	指標1											
	指標2											
	指標3											

コード	3687	事務事業名称	市街地整備推進事業				所属名	都市整備課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			市街地整備を計画的かつ効率的に進めるため、事業を継続する。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			現在，事業継続中であるため効果・コスト共に変わらない。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
自然環境の保全に対する意見・要望（石神谷津の自然林及び石亀池の整備利用）	

所属長コメント	市街地整備推進事業は，独立行政法人都市再生機構の施行による西八千代特定土地区画整理事業を推進することにより，公共施設整備と土地利用の増進による健全で良好な市街地の形成を図るものであり，この事業が実施されることにより，総合的なまちづくりのなかで，良好な市街地整備がなされるとともに，幹線道路及び近隣公園等の公共施設の整備がなされ，都市機能の著しい向上がもたらされることから，市として積極的に事業の推進を図りたい。 これまでは，一部地区の造成工事等を進めてきたが，平成２０年４月３日に事業計画変更が認可されたことから，大工区による本格的な工事展開を行い平成２５年度末の事業完了（工事概成）を目指すものである。	
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続	担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
☐ その他		
☐ 廃止		
☐ 休止		
☒ 現状のまま継続		